

稚内市議会政務活動費収支報告書

平成30年4月20日

稚内市議会議員 中井 淳之助 様

議員名 吉田 大輔



次のとおり平成29年度稚内市議会政務活動費の収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 360,000 円

2 支出

科 目	金 額	備 考
調査研究費	¥146,660	石垣市行政視察
研修費	¥114,162	第12回全国市議会議員会研修フォーラム
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合計	¥260,822	

3 残額 99,178 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

活動内容報告書

平成 29 年 11 月 20 日

稚内市議会議員 吉田大輔

活動等の名称	第 12 回全国市議会議長会研究フォーラム in 姫路
期 間	平成 29 年 11 月 14 日 ～ 平成 29 年 11 月 17 日
実 施 場 所	兵庫県姫路市文化センター
実 施 経 費	<p><u>114,162 円</u></p> <p><input type="checkbox"/>調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/>研修費 <input type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費</p> <p><input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費</p> <p><input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他</p>
活動等の概要	<p>基調講演 「議会改革の実績と議会力の向上-政策創造の立法部を考える」</p> <p>パネルディスカッション 「議会改革をどう進めていくか」</p> <p>課題討議 「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」</p>
備 考	

市民クラブ(吉田大輔議員)

旅行期間/平成29年11月14日～平成29年11月17日

旅行行程表

月 日	行 程	滞 在 地
11/14	稚内市 → 稚内空港 → 羽田空港 → 伊丹空港 → 姫路市内	姫路市
11/15	【全国市議会議長会研究フォーラムin姫路】	姫路市
11/16	【全国市議会議長会研究フォーラムin姫路】 → 姫路 → 大阪	大阪市
11/17	伊丹空港 → 新千歳空港 → 稚内空港 → 稚内市	

旅費計算表

項 目	内 訳	金 額
航空機	11/14 【バック料金】稚内空港 → 羽田空港 → 伊丹空港 11/17 【バック料金】伊丹空港 → 新千歳空港 → 稚内空港	62,380
バス	11/14、11/17 稚内 ⇄ 稚内空港 1,200円 (600円 片道) 11/14 伊丹空港 → 三宮 1,050円 11/17 大阪 → 伊丹空港 640円	2,890
鉄道	11/14 三宮 → 姫路 970円 11/16 姫路 → 大阪 1,490円	2,460
日 当	@3,000×4日	12,000
宿泊費	@13,500×2泊 ※1泊はバック料金込み	27,000
合 計		106,730


しんきん キャッシュカード

お取扱票

お取扱日	お取扱店番・受付番				
29 11 12	10210217-0104				
お取扱	店番	口座番			
お取扱金額	0	0	8	0	0
振込	0	0	0	0	0
手数料	¥432	振込日	お取引金額		
時刻	16:26		¥7,000*		
説明コード	お取引後・元帳残高				

三菱東京UFJ銀行					
千代田支店					
[REDACTED]					
カシ"1171-7"-ニコニコ様					
おつり ¥568*					
ヨシタ"9"イタ 635-3様					
[REDACTED]					
振込日 11-13					

〇 稚内しんきん



領 収 証

A 001445

ヨシタ"9"イタ 様


29年11月10日

種 別	金 額
現金	0
小切手	
銀行振込	
相 殺	

¥ 6,238.0

此 稚内、伊丹間往復
バス料金 として


北海道知事登録旅行業 第2



北部観光株式

稚内本社 稚内市中央4丁目6番29号 ☎(0162)23-0020

取扱名印



所 感

稚内市議会議員 吉田大輔

基調講演、パネルディスカッション、課題討議の3部構成・1泊2日の研修会であったが、自分としては明治大学の中邨章名誉教授による基調講演に特に興味を持った。

「議会改革の実績と議会力の向上—政策創造の立法部を考える—」というテーマの基調講演であったが、目撃する機会の多い、議会改革に対する様々な手法についての講演ではなく、むしろ「議会改革」の根底にある問題に対するアプローチであったと感じた。

「議会改革」という言葉、「議会基本条例」という制度を聞くことが多くなった今日であるが、実際の変化や実績となると、依然として見えていない部分も多い。

如何に目に見える形にしていくかということがこれからの課題であるが、教授が指摘したのは①事務方のインフラ整備、②図書館の環境整備、③議員の知見の蓄積という3点であり、これが揃わないと新しい議会への展望が開けないというものであった。

議員個人、あるいは議会全体として動いていくために必要な環境をと整えるということだと理解するが、中小の自治体でどこまで取組めるかが検討課題ではないかと感じた。

また、昨今課題となっている議員のなり手不足、報酬・定数に関しても触れられており、中邨教授の見解としては「市議会議員の報酬は低い」「政務活動費の額も低い」というものでした。

確かに政令市や大規模市では議員報酬が稚内市の正副市長と同等、あるいはそれ以上というところがほとんどであるが、中小の自治体では400～600万円ぐらいが多い。

政務活動費についても、政令市・大規模市は月額30～50万円というところも多いと聞くが、教授によれば平均すると5万円ほどらしい。

中小の自治体議員は他の仕事を兼職していることが多いが、議員報酬を上げるが兼職は禁止という方法も考え方の一つとしてはあり得るのではないかと思う。議員としての活動のみに専念させる環境があれば、「何をしているか分からない」「姿が見えない」という指摘に対して、それを受けた議員個人が活動をしていないということになるが、議員報酬だけで活動と生活が両立しない状況であると、他の仕事をして収入を得る＝議員活動の時間が減る、ということになる。

政令市以外は基本的に大選挙区制である市議会議員の選挙制度を小選挙区制にすることについても触れていたが、確かに規模の大きな市では一考の余地もあるかもしれないが、稚内市規模では必要ないと思う。

最後に余談であるが、議会広報誌を定期的に発行しているのは日本だけであるという面白い発見であった。

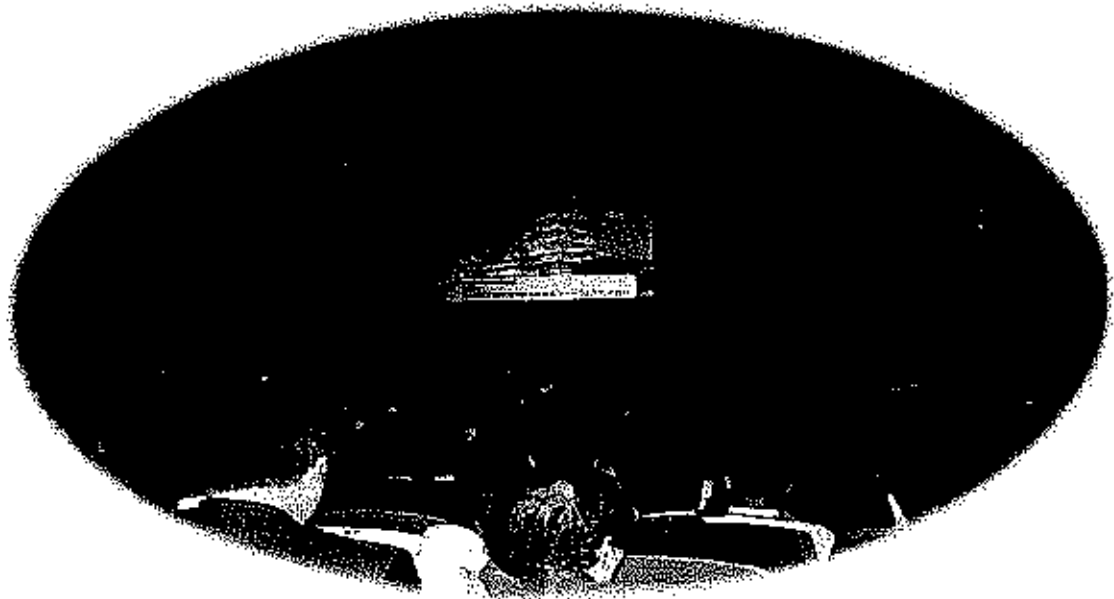
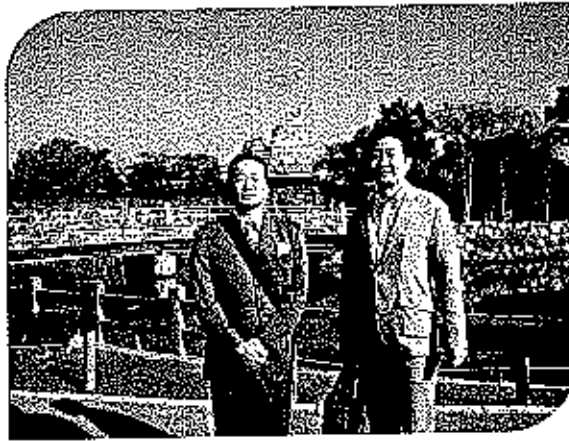
「全国議長会」主催

第12回 全国市議会議長会

研究フォーラム in 姫路

日 時：平成 29 年 11 月 15 日・16 日

会 場：兵庫県姫路市文化センター



報告者 市民クラブ 吉田大輔

第12回 National Association of Chairpersons of City Councils

全国市議会議長会

研究フォーラム

— 講演録 —

開催日:平成29年11月15日(水)・16日(木)

場 所:姫路市文化センター

主催:全国市議会議長会 後援:総務省

実施:第12回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

全国市議会議長会 研究フォーラム in 姫路

主催者挨拶



全国市議会議長会会長
兵庫県議会議員
山田一仁

第12回全国市議会議長会研究フォーラムを、ここ姫路市において開催いたしましたところ、多数のご参加をいただき誠にありがとうございます。

さて、本年は、二元的代表制を規定する日本国憲法と、憲法を受けて定められた地方自治法が、同時に施行されて70周年を迎える大変意義深い年に当たります。

この間、地方分権改革と並行して議会改革への取組も進められ、この10年余を振り返りますと、約6割の市が議会基本条例を制定するまでに至っております。

しかしながら、住民の意向を前向き取り、執行機関に対する監視や政策提言等を行うといった、議会本来の役割に対する住民からの信頼を高めるためには、議会改革の取組内容を検証し、必要な見直しを不断に行っていく必要があります。

本フォーラムは、全国の市区議会議員が一堂に会し、さらなる地方議会の権能強化を目指し、共通する課題や今後の議会のあり方について意見交換を行うとともに、議員同士の一層の連携を深めることを目的としております。

今回は、「議会改革—議会基本条例10年—」をテーマとし、この10年の議会基本条例を契機とする議会改革の成果を検証し、そこから見えてくる課題について、今後どのように取り組むべきか、広く討議してまいります。

各分野における専門家、識者の方々や議員の皆様方によって活発な議論が交わされ、実りある成果が得られますことを期待するとともに、皆様方の今後の活動の一助となることを祈念いたします。

プログラム

第1日目 11月15日(日)

12:00	開場・受付
13:00	開会式
13:20	(第1部) 基調講演 「議会改革の実績と議会力の向上 —政策創造の立法部を考える—」 中野 章 明治大学名誉教授
14:20	休憩
14:40	(第2部) パネルディスカッション 「議会改革をどう進めていくか」 コーディネーター 人羅 格 毎日新聞政治副委員長
15:00	パネリスト 新川達郎 同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授 大山礼子 駒澤大学法学部教授 金井利之 東京大学大学院法学政治学研究科教授 川西忠信 姫路市議会議員
16:40	次期開催地挨拶
16:50	終了
18:00	(第3部) 意見交換会【会場▶ホテル日航姫路】
19:00	終了

第2日目 11月16日(日)

13:00	開場
13:20	(第4部) 課題討議 「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」
13:40	コーディネーター 新川達郎 同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授
14:00	パネリスト 目黒章三郎 金澤若松市議会議員 豊田政典 四日市市議会議員 盛 泰子 伊万里市議会前議長
15:00	閉会式
16:30	(第5部) 視察

活動内容報告書

平成 29 年 11 月 10 日

稚内市議会議員 吉田大輔

活動等の名称	石垣市行政視察
期 間	平成 29 年 11 月 3 日 ～ 平成 29 年 11 月 7 日
実 施 場 所	石垣市役所、石垣市内
実 施 経 費	<u>146,660 円</u> <input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> その他
活動等の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 酪農の 6 次加工販売施設「ミルミル」・ 市立図書館・ 石垣市新庁舎建設に伴う基本計画策定の取組み
備 考	

都

領 収 証

A 000294

ヨシダ ディスケ 様

29年11月2日

種 別	金 額	
現金	0	
小切手		
銀行振込		
借 費		



¥ 103,660

但し航空券代として
 パック代金 稚内～羽田東上泊
 航空券(羽田～石垣)

北海道知事登録旅行業 第2-128号

都 北都観光株式会社

稚内本社 稚内市中央4丁目5番29号 ☎(0)162-234-3820


 取極者印


請 求 書

No. _____

ヨシダ ディスケ 様

様

北都観光株式会社

平成29年10月27日

代表取締役 渡辺 京平

〒097-0022 稚内市中央4丁目5番29号

ご旅行費用を下記の通り請求申し上げます。

TEL 0162-23-3820 FAX 0162-22-4252

責任者印 発行者印

合 計 ¥103,660 . -

月日	摘 要	数 量	単 価	金 額
11/3	パック代金(稚内発着 東京1泊)	1	53,880	53,880
11/3	航空券(羽田～那覇) 旅割55	1	19,290	19,290
11/3	航空券(那覇～石垣) 旅割28	1	8,600	8,600
11/6	航空券(石垣～那覇～羽田) 乗継旅割	1	21,890	21,890
	クレジットカードでのご精算は出来ません ご了承ください。			
	合 計			103,660

取引銀行 稚内信用金庫 本店
 北海道銀行 稚内支店
 北洋銀行 稚内支店
 ■口座名義 北都観光株式会社

お手数ですが、月 日までに上記口座宛に振込いただきますようお願い申し上げます。

振込手数料は誠に申し訳ございませんがお客様ご負担にてお願いいたします。

所 感

稚内市議会議員 吉田大輔

石垣市行政視察 1/2

友好都市である沖縄県石垣市への行政視察では、酪農の6次加工販売施設「ミルミル」、市立図書館を視察したほか、市役所にて「新庁舎建設に伴う基本計画策定の取組み」について担当者からお話を伺った。

「ミルミル」については、石垣市内で2軒ある酪農家のうちの1軒が、アイスクリーム(ジェラート)を中心とした乳製品の加工・販売を手がけ、市民や観光客で賑わっている状況を見学した。様々な分野での6次産業化が叫ばれて久しい今日であるが、成功例を直に目にし、経営者からお話を伺えたことは大いに勉強になった。

北海道と異なり、通年を通して牧草を収穫できる環境であるという違いはあるが、稚内の酪農6次産業化の参考になる点が多かった。

現地では各果樹農家と連携することで様々なアイス等を製造し、しかも直販しないと収益にならない、宣伝費はゼロ、店舗周辺の景観の維持作業など、一言で「6次産業」と言っても、様々な取組みを行っていた。

課題としては人手不足やホルスタインが暑さに弱いという点などもあるそうだが、驚いたのは搾乳牛70頭で生産している牛乳のうち、6次産業化している製品には全体の5%、残り95%は普通に出荷しているという点であった。

個人的なイメージでは大半が6次産業化に使用されていると思っていたが、6次産業化であっても基本は「搾乳⇒出荷」であり、基礎として成り立っていることが重要であると分かった。

「行政・農業・業界の団体戦」という経営者の言葉は、まさにそのとおりであると思うし、常々考えていた自分の考え方とも合致した。

市立図書館では概要のほか、様々な取組みと課題について伺った。

学校や福祉施設と連携しての読書・貸し出しの取組みや、市民に利用してもらうための取組みなどについて伺ったが、継続して利用してもらうためには蔵書の増加・充実が日々必要であるが、スペースの問題や維持管理の人員などの問題に直面している点が興味深く感じた。どこの自治体の図書館であっても共通の問題として考えなくてはならない。

「新庁舎建設に伴う基本計画策定の取組み」は、現在稚内市においても直面している問題であり、他市の先進事例として参考になった。

石垣市役所は築46年、稚内市役所より若干新しい程度であり、耐震や老朽化(塩害)、駐車場不足などの問題がある。築50年の稚内市役所と比べても、建物の老朽化が目立つと感じたが、南国特有の台風とそれに伴う塩害という事情もあるためと聞いたが、耐震や自然環境による影響も「新庁舎建設」に対して市全体で考える状況が生まれた背景にあるのではと思った。

所 感

稚内市議会議員 吉田大輔

石垣市行政視察 2/2

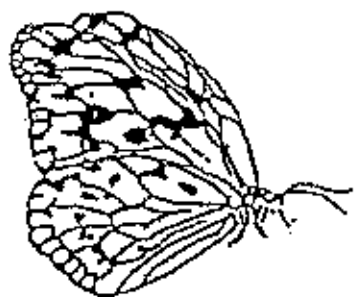
稚内市においても間もなく庁内検討会議の結果が出るが、石垣市では基本的な考え方として、新庁舎が担う機能の積み上げ以外に、4つの整備方針を定め、それらに基づいて総務省の基準+αの新庁舎の規模を定めた。

また、基本計画策定にあたっては、行政関係者・学識経験者・地元関係団体・市民等で構成される新庁舎基本計画策定委員会を中心とし、様々な意見の反映のために、地域での意見交換会、広報誌での意見募集などの行い、議会も特別委員会を設置して議論や提言を行っていた。

そして最終的には建設地について、拘束力はないが住民投票を行い、現庁舎敷地と空港跡地、どちらが好ましいかという投票の結果、4倍ほどの差で空港跡地が選ばれた。

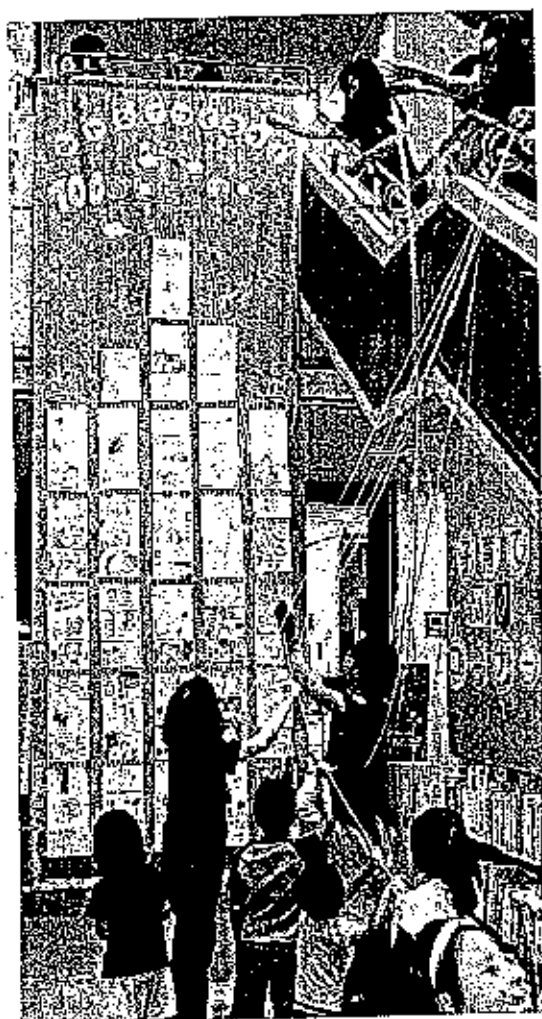
市全体を巻き込んだ議論・取組みを進めたこととその手法は大いに参考になったが、住民投票の投票率が39.05%であった。様々な取組みを行ったにも関わらず、4割を切る投票率であった点は、なぜこのような結果になったかの分析が必要であると思うし、稚内市としては如何にして関心を高めていくかについてより深く考えていくことが今後必要になってくると感じた。

第16号
石垣市立図書館



館報

開館25周年記念号



平成27年度
石垣市立図書館

石垣市新庁舎建設基本計画

平成 28 年 2 月

石垣市

石垣市新庁舎建設工事設計業務
基本設計意図説明書

(概要版)

平成29年5月

石垣市

石垣市新庁舎の建設位置に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、本市新庁舎の整備に係る建設位置について、住民の意思を確認することを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる選択肢について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

- (1) 現庁舎敷地での建設に賛成
- (2) 旧空港跡地での建設に賛成

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を石垣市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して60日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 投票日において年齢満20歳以上の日本国籍を有する者
- (2) 前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市（特別区を含む。）町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第8条第2項に規定する期日前投票にあっては、当該期日前